

## 個別占用案件のカルテ（中間報告）

---

東久代公園（川西市）

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m~8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

## 1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真		
				
<b>現在の利用形態</b> 円路：総延長 3,763m 広場：自由広場 1カ所、休養広場 2カ所 運動広場：野球場 1面、球技場 1面、テニスコート 5面				
占用面積	71,760.15 m <sup>2</sup>	付帯施設等	バックネット 4基、防球ネット、ベンチ 31基、トイレ 2基、日除けテント 8基、その他	
許可の経緯	<当初許可> 昭和 49 年 3 月 1 日 <前回更新許可> 平成 20 年 4 月 1 日 <許可期限> 平成 23 年 3 月 31 日	利用者数 ・ 団体数	平成 17 年度 43,736 人 平成 18 年度 55,369 人 平成 19 年度 62,737 人 平成 20 年度 59,167 人 平成 21 年度 83,156 人	
堤内地・堤外地	堤内地 ・ (堤外地)			
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>占用地は都市公園の東久代公園として位置づけられており、隣接する堤内地は、堤防を挟んで上流側は第一種住居地域、下流側は準工業地域が広がっています。</li> <li>上流側は高木井堰、下流側は伊丹市が占用している猪名川第 1 第 2 運動公園と接しています。</li> <li>下流側の低水護岸部においてレキ河原再生工事の河道掘削が行なわれ、オギの再生が試みられています。</li> </ul>			
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第 4 次川西市総合計画後期基本計画」では、競技スポーツの場として、また、スポーツを通した仲間作り、世代間の交流などコミュニティの形成の場として、東久代公園を始めとする市内の体育施設の適正な管理・運営が必要であると位置づけています。</li> <li>「川西市緑の基本計画」では、猪名川全体を水に親しみ自然とふれあうことができる水辺の空間として捉え、整備にあたっては自然環境に配慮したものとする必要があるとしています。</li> <li>兵庫県の川西市地区で「東久代公園」を広域防災拠点（広域輸送拠点）として計画中であり、緊急物資、復旧用資機材等をはじめ、救援・復旧活動要員や地域内外からの物資の集配・配送等の整備を予定しています。</li> </ul>			
その他特記事項				

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

## 2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	(必要性、代替性) <p>東久代公園は都市施設の一環である都市公園の充実を図るため昭和 49 年から占用してまいりました。主な施設は、野球場、球技場、テニスコート、自由広場、休養広場で、駐車場と管理事務所がある運動公園として市民に親しまれています。</p> <p>年間の利用者数は、有料施設だけで 83,156 人（平成 21 年度）に達し、スポーツ愛好団体から家族連れまで多くの市民があらゆるスポーツを楽しんでいます。</p> <p>現在、本市の屋外有料施設としては、東久代公園以外には、市の中部に位置する「市民運動場」1 カ所しかないことから、東久代公園は、本市にとって大変貴重なスポーツ施設となっています。</p> <p>また、既に市街地が形成されている本市の現状を踏まえると、現在占用している 70,000 m<sup>2</sup> もの東久代公園の代替地を確保することは大変困難です。</p> <p>今後とも、スポーツを通じた仲間作りと世代間交流等コミュニティ形成の場、さらにはスポーツを通しての市民の健康増進の場として、東久代公園は必要不可欠であると考えます。</p>
	(施設管理) <p>平成 21 年度から 5 年間、公募により（財）川西市体育・スポーツ振興事業団を指定管理者として指定いたしました。現在、職員 2 名と受付業務等を行なう職員 1 名が常駐し、管理運営にあたっています。</p>
管理状況	(不法占用) <p>本市占用区域内に建設資機材等の不法占用物件があり、現在、猪名川河川事務所と共に、不法占用者の事務所に出向いたり、現場に立看板を設置する等、是正指導をおこなっています。</p>
	(利用者・利用ルール) <p>無料の「公園」スペースでは、24 時間いつでも誰でも利用でき、散歩や休養など憩いの場として多くの市民にご利用いただいています。一方、「体育施設」は、基本的に事前にインターネット等で予約をしたうえで有料でご利用いただいています。</p> <p>なお、公園利用者に対し、以下のとおり看板等で掲示し周知を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当公園内においては管理職員の指示に従う。</li> <li>・公園の秩序及び風紀を乱し公益を害した時等管理上支障があるときは使用を禁止する。</li> <li>・公園を使用する事によって生じた傷害その他事故については使用者責任において処理することまた、禁止行為を下記のとおり定めています。</li> </ul> <p>①ゴルフや模型飛行機の飛行等危険な遊び、②犬や他の動物の放し飼い、③酒類の持込及び酒気を帯びていると認められるものの入園、④花や木を傷めること、⑤魚や鳥を殺傷すること</p> <p>⑥公園その用途以外に使用すること</p>
利用状況	(駐車場) <p>無料駐車場 87 台を設置しています。</p>
	前回審議の意見
環境保全に向けて申請者の取り組み	(環境への配慮) <p>指定管理者において、随時、除草作業や清掃作業を行なっています。</p> <p>平成 21 年度に猪名川河川事務所においてレキ河原再生工事が実施され、オギの再生が試みられていることから、今後、本市管理区域内においてもそれらの保全に関して配慮いたします。</p>
	(環境意識の啓発) <p>環境啓発の一環として、引き続き占用区域と周辺の清掃を実施いたします。また、環境啓発看板を設置し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識の高揚を図る検討をしてまいります。</p>
安全への配慮	河川洪水時の対策として、占用物はすべて可搬式とし、猪名川水位が一定以上に上昇した場合はただちに撤去できる体制を取っています。また、年に 1 回、猪名川河川事務所立会いのもと、撤収作業の訓練を実施しています。

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

### 3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容		変更後の 占用内容	
変更要望の内容			
内容変更の 必要性			
変更の規模	m <sup>2</sup>		
変更場所 の範囲図		管理体制	
占用内容 変更による 河川環境への影響			
占用内容変更後に おける 環境保全に向けて 申請者の取り組み			
その他 特記事項			

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

#### 4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該占用地の前面水域は底質が礫質の淡水域で、川岸にはツルヨシ等の大型抽水植物やヤナギ類が生育している。</li> <li>占用地付近ではヌマガエル等の両生類、トカゲ、アオダイショウ等の爬虫類が確認されている。</li> <li>占用地付近の水域では、ギンブナ、オイカワ、モツゴ、ニゴイ、カワヨシノボリなどの魚類、テナガエビ、モクズガニなどの甲殻類が確認されている。</li> <li>占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリや、カヤネズミ、セッカが確認されている。</li> <li>占用地前面の数ヵ所に礫質の河原が見られる。</li> <li>占用地付近では河原を利用するイソシギが確認されている。</li> <li>占用地付近の小型陸生草本群落ではヤガミスグが確認されている。</li> </ul>
自然環境上重要な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>占用地の川岸沿いに広がるツルヨシ等の大型抽水植物群落は、これらに依存するオオヨシキリやカヤネズミ、セッカ等の生息地となっている。</li> <li>占用地周辺では川岸の草地に生育するヤガミスグが確認されている。</li> <li>河原はイソシギ等の鳥類の利用地になっている。</li> </ul>
水際の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>水域までの距離：約 10m～60m</li> <li>水際にはツルヨシ等の大型抽水植物が確認される。</li> <li>占用地とツルヨシ群落との間には芝生、チガヤ、メヒシバなどの小型陸生草本群落、クズなどのつる植物群落、クワモドキなどの外来の大型草本群落、オギなどの在来の大型陸生草本群落、エノキ、センダンなどの樹木がみられる。</li> </ul>
水面との高低差	約 3.5m
環境面から見た望ましい利用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>占用地周辺の下流側の川岸沿いに分布するツルヨシ等の大型抽水植物群落は、オオヨシキリ、カヤネズミ、セッカ等の注目すべき種の生息環境となっているため、可能な限り保全する。また、これらの群落と占用地の間の小型陸生草本群落や樹木、オギ群落も緩衝帯として保全する。小型陸生草本群落はヤガミスグの生育環境としても保全する。</li> <li>外来種のクワモドキ、つる植物のクズなどは、在来の植物の生育を阻害したり、花粉症を引きおこしたりするため、可能な限り駆除する。</li> <li>利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。</li> <li>環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。</li> <li>環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。</li> <li>利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。</li> </ul>

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0Km+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	--------------------

## 5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- A) 運動公園の中に自然環境の観察などができるような付加価値をつけるという視点が非常に大事であり、水辺に親しみやすい場づくりなど、管理者も一緒に取り組んで行くべきである。
- B) 「関連諸計画における占用地の位置付け」の項目で、生物多様性や環境教育などの書き方が弱い。多様な生き物がすめる自然環境に配慮する、環境教育に使っていく、というような言葉も入れて計画を位置づければ、本当に川らしい利用の仕方になっていく。
- C) 管理用道路近傍のオオブタクサなどは、大きく生長する前であれば除去が簡単なので環境教育の一貫でできるよう検討していただきたい。
- D) 公園利用のために除草・清掃作業をしているが、占用区域周辺についても自然環境保全・再生のために、どういう形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。（草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など）
- E) 生物多様性保全という用語を入れて、運動公園の機能だけでなく、今後は生物多様性保全、環境学習、環境教育の場として、ここを活用していくという方向をきっちり守って管理していただきたい。
- F) 占用者、利用者、河川管理者、市民が望ましい川についての話し合いの場をもつなど情報共有し、川づくりに参加していくことが望ましい。また、川らしいあり方に関する看板等をはじめとした広報を実施していくべきである。

## 6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・更新を許可した。
- ・許可期間は5年とした。
- ・従前の許可条件に以下の条件を付した。  
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと」
- ・自然環境保全・再生のための占用区域周辺の管理のあり方については、占用者と協議する。
- ・川らしい利用のあり方の情報共有等は占用者と方策を検討する。

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

① 占用区域全景（上空から望む）



② 占用区域全景（下流端から上流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

③ 占用区域全景（上流端から下流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

④看板（占用標示板）



⑤看板（ゴルフ禁止）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑥水際の植生その 1 (河原)



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑧護岸横の芝生



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑩クワモドキ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑦水際の植生その 2 (ツルヨシ群落)



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑨小型陸生草本群落 (メヒシバ等)



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑪クズ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

⑫樹木（エノキ等）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑬才ギ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

利用状況



平成 22 年 8 月 7 日撮影

## 取り組み状況報告書 東久代公園（川西市）

### 【中間報告時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
A) 運動公園の中に自然環境の観察などができるような付加価値をつけるという視点が非常に大事であり、水辺に親しみやすい場づくりなど、管理者も一緒に取り組んでくべきである。	<p>昨年6月に猪名川河川レンジャー及び流域ネット猪名川並びに管理者である猪名川河川事務所のご協力のもと、利用者である少年野球の子供たちや指導者、保護者を対象とした環境学習会を実施しました。参加者は、河川に生息する植物やそれらの生態系を学習することができ、非常に有意義であったと考えております。</p> <p>これらの学習会をとおして、自分たちが日頃、単にスポーツをするだけに使用していた施設が、川という自分たちの生活にとってかけがえのない重要なものであるという事を学ぶことができました。</p> <p>今後とも、関係機関にご協力をいただきながら、このような学習会を開催し、水辺に親しむ場を提供していきます。</p>	
B) 「関連諸計画における占用地の位置付け」の項目で、生物多様性や環境教育などの書き方が弱い。多様な生物がすめる自然環境に配慮する、環境教育を使っていく、というような言葉も入れて計画を位置付ければ、本当に川らしい利用の仕方になっていく。	今後とも、当該公園を、単にスポーツするだけでなく、環境学習の場として位置付けて使用いたします。	

<p>C) 管理用道路近傍のオオブタクサなどは、大きく生長する前であれば除去が簡単なので環境教育の一環でできるよう検討いただきたい。</p>	<p>環境学習会の場において、大きく生長する前のオオブタクサ等の除去を実施しました。</p>	
<p>D) 公園利用のために除草・清掃作業をしているが、占用区域周辺についても自然環境保全・再生のために、どういう形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。(草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など)</p>	<p>占用区域の周辺につきましては、可能な限り自然環境に配慮しながら除草作業を実施しております。管理区域の拡大につきましては、今後、管理者と協議しながら可能な範囲で対応いたします。</p>	
<p>E) 生物多様性保全という用語を入れて、運動公園の機能だけでなく、今後は生物多様性保全、環境学習、環境教育の場として、ここを活用していくという方向をきっちり守って管理いただきたい。</p>	<p>今後とも、運動公園を環境学習、環境教育の場として活用してまいります。</p>	
<p>F) 占用者、利用者、河川管理者、市民が望ましい川についての話し合いの場を持つなど情報共有し、川づくりに参加していくことが望ましい。また、川らしいあり方に関する看板等をはじめとした広報を実施していくべきである。</p>	<p>看板等の設置につきましては、未設置でございます。今後、管理者と協議しながら最も効果的な看板等の設置を検討いたします。</p>	

## 個別占用案件のカルテ（中間報告）

---

猪名川河川敷緑地【第3・第4運動公園】（伊丹市）

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

## 1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
			
現在の利用形態		グラウンド3面（猪名川第3・第4運動公園） 第3公園は、ABの2面のグラウンド有り	
占用面積	27,118.34 m <sup>2</sup>	付帯施設等	サッカーゴール（可搬式）12基 ベンチ（可搬式）22基 植栽（アベリア）2,544本
許可の経緯	<当初許可> 昭和58年3月16日 <前回更新許可> 平成20年4月9日 <許可期限> 平成23年3月31日	利用者数 ・ 団体数	平成17年度 79,010人 平成18年度 55,805人 平成19年度 93,730人 平成20年度 95,705人 平成21年度 105,625人
周辺の土地利用の状況	堤内地・ 堤外地	・ 堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・ 占用範囲と河川側との間は、河川敷内通路があり、河川側は雑草が茂っている状態となっている。 ・ 上流側（北部）は、雑草が茂っている状態となっている。 ・ 下流側は桑津橋に隣接しており、橋の下流側に当市が占用している神津運動広場がある。 ・ 隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設及び民家が密集している。	
関連諸計画における占用地の位置付け		・ 総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水と緑のネットワークを形成（公園緑地の整備）する。市民が水に親しめる空間を整備する。河川敷などに生涯スポーツの場、レクリエーションの場を整備するとしている。 ・ みどりの基本計画では、公園緑地、河川や水路、街路樹などにより、水と緑のネットワークを形成する。猪名川では生き物の生息環境として、河川の自然環境の保全に努めるとともに、自然とふれあえる場所として野草広場や親水護岸を整備するとしている。 ・ 地域防災計画では、1次避難所として位置づけている。	
その他特記事項		・ 昭和58年3月16日に占用許可をいただき以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民がサッカー、野球を利用している。また、幼稚園児～小学生低学年を対象とした野球、サッカー教室を開催している。 ・ 近年では平成16年に冠水した。本市のスポーツ施設のひとつと位置づけられており、市民から早期の回復要望があり同年度内に復旧した。	

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K～6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

## 2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<p>本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし、既に市街地の概成された本市では、運動施設を設置するのが難しい状況であった。そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多くの市民から寄せられていた。これを受け、昭和52年より地域住民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。(市体育施設の屋外施設面積計 85,959 m<sup>2</sup>。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は、57,477 m<sup>2</sup>と全体の約 66.9%となっている。)</p> <p>この運動公園設置以来、既に32年を経過しており、ここで少年野球をしていた選手が現在、プロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちに夢を実現する場所として欠かせないグラウンドとなっている。</p> <p>また、河川敷緑地について「みどりの基本計画」に定めているとおり、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として供用している。</p>		
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年4月1日からは、指定管理者( (株)ミズノを中心とする3社連合体)により、利用者調整、施設整備等(毎週2回の清掃、整備)を行っている。</li> <li>利用団体である伊丹市軟式少年野球連盟の少年及びコーチ、保護者が毎年7月に河川一斉清掃の一環としてこの場所の除草作業、ゴミ集めを実施している。</li> </ul>		
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>土日祝は、ほぼ終日利用している。平日は、教室等にて一部利用している。夏休み等の長期休暇中は、ほぼ利用されている。</li> <li>第3A、第3B、第4の3面あるグラウンドは、一般の団体が希望日を申込み(希望が重複した場合は抽選)にて利用している。</li> </ul>		
前回審議の意見		前回審議意見の対応	
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者にて、毎週2回、グラウンド整備及び清掃を実施している。</li> <li>毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。</li> <li>毎年2回指定管理者による除草作業を実施している。</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川冠水時対策として、サッカーゴール等、年一回、撤去訓練を実施している。</li> </ul>		

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

### 3. 占用目的の変更

(占用者作成)

変更前の占用目的		⇒	変更後の 占用目的
変更要望の内容			
目的変更の必要性			
変更の規模	m <sup>2</sup>		
変更場所 の範囲図		管理体制	
占用目的 変更による 河川環境への影響			
占用目的変更後に おける 環境保全に向けて 申請者の取り組み			
その他 特記事項			

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2km～6.6km-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------

#### 4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該占用地の前面水域は底質が砂礫・礫質の淡水域で、川岸にはツルヨシ等の大型抽水植物が繁茂している。</li> <li>占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリやカヤネズミが確認されている。</li> <li>占用地付近ではヌマガエル等の両生類、ニホンイシガメ、トカゲ等の爬虫類が確認されている。</li> <li>占用地付近の水域では、ギンブナ、オイカワ、ニゴイ、カワヨシノボリ等の魚類や、テナガエビ、モクズガニ等の甲殻類が確認されている。</li> <li>占用地付近では河原を利用するイカルチドリが確認されている。</li> <li>占用地の対岸には礫質の河原やワンドがみられる。</li> </ul>
自然環境上重要な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>占用地の川岸沿いに広がるツルヨシ等の大型抽水植物群落は、これらに依存するオオヨシキリやカヤネズミ等の生息地となっている。</li> <li>対岸の河原はイカルチドリ等の鳥類の利用地になっている。</li> <li>対岸のワンドは魚類やカエル類、カメ類等の生息地となっている可能性が高い。</li> </ul>
水際の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>水域までの距離：約 10m～60m</li> <li>水際にはツルヨシ等の大型抽水植物が確認される。</li> <li>占用地からツルヨシ群落や水域までの間にはヨモギ等の小型陸生草本群落、クズ等のつる植物群落、セイバンモロコシ等の外来の大型陸生草本群落がみられる。</li> </ul>
	水面との高低差 約 3.5m
環境面から見た望ましい利用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>占用地周辺の下流側の川岸沿いに分布するツルヨシ等の大型抽水植物群落は、オオヨシキリやカヤネズミ等の注目すべき種の生息環境となっているため、可能な限り保全する。また、これらの群落と占用地の間の小型陸生草本群落も緩衝帯として保全する。</li> <li>利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。</li> <li>環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。</li> <li>環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。</li> <li>利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。</li> </ul>

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2km～6.6km-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------

## 5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- A) 運動公園を残しながらどう自然回復を図っていくかという視点が必要である。
- B) 川が本来はどういう場所なのだということについて、チェックリストに書いてあることや、スポーツをする人にきっちり伝えていくような啓発看板などで、意識を少しづつ変えていくようなことも検討していただきたい。
- C) 裸地が連続しているので、境界のところの横断線を自然緑化する、というデザイン的な配慮を、これからの中でも検討していただきたい。
- D) 住民の方と一緒に考えてつくるというような動きがあり、こここの公園でも一緒に考えてつくれるように地域の参加を促進していただきたい。
- E) 公園利用のために除草・清掃作業をしているが、占用区域周辺についても自然環境保全・再生のために、どういう形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。(草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など)
- F) 占用者、利用者、河川管理者、市民が望ましい川についての話し合いの場をもつなど情報共有し、川づくりに参加していくことが望ましい。また、川らしいあり方に関する看板等をはじめとした広報を実施していくべきである。

## 6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・更新を許可した。
- ・許可期間は5年とした。
- ・従前の許可条件に以下の条件を付した。  
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと」
- ・自然環境保全・再生のための占用区域周辺の管理のあり方については、占用者と協議する。
- ・川らしい利用のあり方の情報共有等は占用者と方策を検討する。

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2km～6.6km-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------

① 占用区域全景（上空から望む）



② 占用区域全景（下流端から上流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

③ 占用区域全景（上流端から下流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2km～6.6km-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------

④看板（占用標示板）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑤看板（ゴルフ禁止）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑥看板（ゴミ捨て禁止）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑦水際の植生その 1



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑧水際の植生その 1 (ツルヨシ群落)



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑨小型陸生草本群落（ヨモギ等）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2km～6.6km-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------

⑩クズ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑪セイバンモロコシ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑫対岸の河原とわんど



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

利用状況



平成 22 年 8 月 7 日撮影

## 取り組み状況報告書 猪名川河川敷緑地 猪名川第3・4運動広場（伊丹市）

### 【中間報告時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
運動公園を残しながらどう自然回復を図っていくかという視点が必要である。	運動公園を残しながら、自然回復を図ることは十分可能であると考えており、調査研究に努めていきたい。	
川が本来はどういう場所なのだということについて、チェックリストに書いてあることや、スポーツをする人にきっちり伝えていくような啓発看板などで、意識を少しずつ変えていくようなことも検討していただきたい。	啓発看板やリーフレット等を作成し、運動広場の利用者に対する意識改革を促すことについて、検討しているが、財政面の課題が解決できず、実現には至っていない。	
裸地が連続しているので、境界のところの横断線を自然緑化する、というデザイン的な配慮を、これから管理の中で検討いただきたい。	猪名川第3・第4運動広場の横断線については、一部自然緑化しているところがある。その他の施設については、今後、改良の機会があれば、デザイン的な配慮も検討していただきたい。	
住民の方と一緒に考えてつくるというような動きがあり、ここの公園でも一緒に考えてつくれるように地域の参加を促進していただきたい。	市民の参画と協働という観点から、毎年7月、市内一斉清掃を実施する際に、地域住民に参加を呼びかけ、多数参加いただいている。	

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
公園利用のために除草・清掃作業をしているが、占用区域周辺についても自然環境保全・再生のために、どういう形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。（草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など）	指定管理者が管理運営している施設については、定期的に整備を実施している。また、それ以外の施設についても、利用者が中心となって整備を実施している。管理区域の拡大は、現時点では考えていない。	
占用者、利用者、河川管理者、市民が望ましい川についての話し合いの場を持つなど情報共有し、川づくりに参加していくことが望ましい。また、川らしいあり方に関する看板等をはじめとした広報を実施していくべきである。	左記の4者が話し合いの場を持ち、情報共有するような取り組みは実施できていない。 川らしいあり方の広報等については、効果的な方法等を検討していく。	

## 個別占用案件のカルテ（中間報告）

---

神津運動広場（伊丹市）

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左 岸 6.0k-54m ~ 6.2k-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

## 1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
			
現在の利用形態	グラウンド2面		
占用面積	17, 454.54 m <sup>2</sup>	付帯施設等	バックネット(可搬式)54基 案内板(可搬式)1箇所 危険防止札(可搬式)3個 墨ベース(可搬式)8箇所
許可の経緯	<当初許可> 昭和55年5月10日 <前回更新許可>平成20年4月9日 <許可期限> 平成23年3月31日	利用者数 ・ 団体数	平成17年度 27,383人 平成18年度 19,788人 平成19年度 23,738人 平成20年度 31,912人 平成21年度 33,789人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。</li> <li>占用範囲と河川側との間は、雑草が茂っている状態となっている。</li> <li>上流側（北部）に桑津橋隣接しており、橋の上流側に当市が占用している猪名川河川敷緑地（猪名川第3・第4運動公園）が隣接している。</li> <li>下流側は、猪名川河川敷緑地がある。</li> <li>隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場、マンション等が密集している。</li> </ul>		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水と緑のネットワークを形成（公園緑地の整備）する。市民が水に親しめる空間を整備する。河川敷などに生涯スポーツの場、レクリエーションの場を整備するとしている。</li> <li>みどりの基本計画では、公園緑地、河川や水路、街路樹などにより、水と緑のネットワークを形成する。猪名川では生き物の生息環境として、河川の自然環境の保全に努めるとともに、自然とふれあえる場所として野草広場や親水護岸を整備するとしている。</li> <li>地域防災計画では、1次避難所として位置づけている。</li> </ul>		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和55年5月10日に占用許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民が少年野球、一般野球に利用している。</li> <li>近年では平成16年に冠水した。本市のスポーツ施設のひとつと位置づけられており、市民から早期の回復要望があり同年度内に復旧した。また、平成21年度、一部冠水したが早期の回復要望があり直ちに復旧した。</li> </ul>		

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左 岸 6.0k-54m ~ 6.2k-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

## 2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<p>本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし、既に市街地の概成された本市では、運動施設を設置するのが難しい状況であった。そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多くの市民から寄せられていた。これを受け、昭和 52 年より地域住民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。(市体育施設の屋外施設面積計 85,959 m<sup>2</sup>。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は、57,477 m<sup>2</sup>と全体の約 66.9% となっている。)</p> <p>この運動公園設置以来、既に 32 年を経過しており、ここで少年野球をしていた選手が現在、プロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちに夢を実現する場所として欠かせないグラウンドとなっている。</p> <p>また、河川敷緑地について「みどりの基本計画」に定めているとおり、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として供用している。</p>			
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>少年野球チームと一般野球チームが利用調整会議を作成し、自主的に運営している。利用者調整、施設整備等（毎週 2 回の清掃、整備）を行っている。</li> <li>利用団体である少年及びコーチ、保護者が毎年 7 月に河川一斉清掃の一環としてこの場所の除草作業、ゴミ集めを実施している。</li> </ul>			
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>土日祝は、ほぼ終日利用している。平日は、午後の時間帯に主に少年野球が練習に利用している。</li> </ul>			
前回審議の意見		前回審議意見の対応		
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者団体が、使用するたびグラウンド整備及び清掃を実施している。</li> <li>毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。</li> <li>毎年 2 回指定管理者による除草作業を実施している。</li> </ul>			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川冠水時対策として、ネットフェンス等設置物は可搬式にしており、年一回、撤去訓練を実施している。</li> </ul>			

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m ~ 6.2k-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	-------------------------------------

### 3. 占用目的の変更

(占用者作成)

変更前の占用目的		変更後の 占用目的	
変更要望の内容			
目的変更の必要性			
変更の規模	m <sup>2</sup>		
変更場所 の範囲図		管理体制	
占用目的 変更による 河川環境への影響			
占用目的変更後に おける 環境保全に向けて 申請者の取り組み			
その他 特記事項			

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m～6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

#### 4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該占用地の前面水域は底質が砂礫・礫質の淡水域で、川岸にはツルヨシ等の大型抽水植物が繁茂しており、ヤナギ類も生育している。</li> <li>占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリやカヤネズミが確認されている。</li> <li>占用地付近ではトノサマガエル、ヌマガエル等の両生類、ニホンイシガメ、カナヘビ、シマヘビ等の爬虫類、コウベモグラ等のほ乳類が確認されている。</li> <li>占用地付近の水域では、ギンブナ、オイカワ、ニゴイ、カワヨシノボリ等の魚類や、テナガエビ、モクズガニ等の甲殻類が確認されている。</li> <li>占用地前面の数カ所に礫質の河原が見られる。</li> <li>占用地付近では河原を利用するイカルチドリが確認されている。</li> </ul>
自然環境上重要な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>川岸沿いに広がるツルヨシ等の大型抽水植物群落は、これらに依存するオオヨシキリやカヤネズミ等の生息地となっている。</li> <li>河原はイカルチドリ等の鳥類の利用地になっている。</li> </ul>
水際の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>水域までの距離：約 6m～100m</li> <li>水際にはツルヨシ等の大型抽水植物やヤナギ類が確認される。</li> <li>占用地からツルヨシ群落や水域までの間にはクワモドキ等の外来の大型陸生草本群落、クズ、カナムグラ等のつる植物、メヒシバ等の小型陸生草本群落、セイタカヨシ等の大型陸生草本群落がみられる。また、特定外来生物のアレチウリや、外来の低木であるトウネズミモチも見られる。</li> </ul>
水面との高低差	約 2.5m
環境面から見た望ましい利用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>占用地周辺の川岸沿いに分布するツルヨシ等の大型抽水植物群落は、オオヨシキリやカヤネズミ等の注目すべき種の生息環境となっているため、可能な限り保全する。</li> <li>河原はイカルチドリ等の鳥類の利用地となっているため、可能な限り保全する。</li> <li>特定外来生物のアレチウリや外来種のクワモドキ、トウネズミモチ、つる植物のクズ、カナムグラなどは、在来の植物の生育を阻害したり、花粉症を引きおこしたりするため、可能な限り駆除する。</li> <li>利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。</li> <li>環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。</li> <li>環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。</li> <li>利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。</li> </ul>

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m～6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	-----------------------------------

## 5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- A) 運動公園を残しながらどう自然回復を図っていくかという視点が必要である。
- B) 川が本来はどういう場所なのだということについて、チェックリストに書いてあることや、スポーツをする人にきっちり伝えていくような啓発看板などで、意識を少しずつ変えていくようなことも検討していただきたい。
- C) 裸地が連続しているので、境界のところの横断線を自然緑化する、というデザイン的な配慮を、これからの中でも検討していただきたい。
- D) 住民の方と一緒に考えてつくるというような動きがあり、この公園でも一緒に考えてつくれるように地域の参加を促進していただきたい。
- E) 公園利用のために除草・清掃作業をしているが、占用区域周辺についても自然環境保全・再生のために、どういう形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。(草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など)
- F) 占用者、利用者、河川管理者、市民が望ましい川についての話し合いの場をもつなど情報共有し、川づくりに参加していくことが望ましい。また、川らしいあり方に関する看板等をはじめとした広報を実施していくべきである。

## 6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・更新を許可した。
- ・許可期間は5年とした。
- ・従前の許可条件に以下の条件を付した。  
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと」
- ・自然環境保全・再生のための占用区域周辺の管理のあり方については、占用者と協議する。
- ・川らしい利用のあり方の情報共有等は占用者と方策を検討する。

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m～6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

① 占用区域全景（上空からを望む）



② 占用区域全景（下流端から上流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

③ 占用区域全景（上流端から下流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m～6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

④看板（占用標示板）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑥水際の植生その 1



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑧河原



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑩クワモドキ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑤看板（ゴルフ禁止）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑦水際の植生その 2 (ツルヨシ群落)



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑨小型陸生草本群落（メヒシバ等）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑪セイタカヨシ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m～6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

⑫クズ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑬カナムグラ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑭アレチウリ



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑮トウネズミモチ



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

利用状況



平成 22 年 8 月 7 日撮影

## 取り組み状況報告書 神津運動広場

### 【中間報告時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
運動公園を残しながらどう自然回復を図っていくかという視点が必要である。	運動公園を残しながら、自然回復を図ることは十分可能であると考えており、調査研究に努めていきたい。	
川が本来はどういう場所なのだとということについて、チェックリストに書いてあることや、スポーツをする人にきっちり伝えていくような啓発看板などで、意識を少しずつ変えていくようなことも検討していただきたい。	啓発看板やリーフレット等を作成し、運動広場の利用者に対する意識改革を促すことについて、検討しているが、財政面の課題が解決できず、実現には至っていない。	
裸地が連続しているので、境界のところの横断線を自然緑化する、というデザイン的な配慮を、これからの中での検討いただきたい。	猪名川第3・第4運動広場の横断線については、一部自然緑化しているところがある。その他の施設については、今後、改良の機会があれば、デザイン的な配慮も検討していただきたい。	
住民の方と一緒に考えてつくるというような動きがあり、こここの公園でも一緒に考えてつくれるように地域の参加を促進していただきたい。	市民の参画と協働という観点から、毎年7月、市内一斉清掃を実施する際に、地域住民に参加を呼びかけ、多数参加いただいている。	

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
公園利用のために除草・清掃作業をしているが、占用区域周辺についても自然環境保全・再生のために、どういう形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。（草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など）	指定管理者が管理運営している施設については、定期的に整備を実施している。また、それ以外の施設についても、利用者が中心となって整備を実施している。管理区域の拡大は、現時点では考えていない。	
占用者、利用者、河川管理者、市民が望ましい川についての話し合いの場を持つなど情報共有し、川づくりに参加していくことが望ましい。また、川らしいあり方に関する看板等をはじめとした広報を実施していくべきである。	左記の4者が話し合いの場を持ち、情報共有するような取り組みは実施できていない。 川らしいあり方の広報等については、効果的な方法等を検討していく。	